



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1070 第10次和歌山県鳥獣保護事業計画の変更  
(環境生活総務課)
- 1071 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1072 新道路の供用開始等 ( " )
- 1073 道路の区域変更 ( " )
- 1074 新道路の供用開始等 ( " )
- 1075 道路の区域変更 ( " )
- 1076 新道路の供用開始等 ( " )

### ○ 監査公表

監査公表第25号

## 告 示

### 和歌山県告示第1070号

第10次和歌山県鳥獣保護事業計画を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第4項の規定により公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境保全室並びに各振興局健康福祉部及び地域振興部に備え付けて縦覧に供する。

平成21年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県告示第1071号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村小又川字佛谷上ミ下タ396番1地先から同市龍神村小又川字細ノ下392番2地先	旧	3.30 } 11.50	86.30	

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
同上	新	6.50 } 14.90	86.30	

### 和歌山県告示第1072号

平成21年和歌山県告示第1071号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年9月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県告示第1073号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 長野上秋津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市上三栖字峯638番1地先から同市上三栖字峯567番1地先まで	旧	4.40 } 9.00	146.98	
同上	新	4.80 } 12.20	146.98	

### 和歌山県告示第1074号

平成21年和歌山県告示第1073号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年9月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 和歌山県告示第1075号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡那智勝浦町大字井関字岩本1039番1地先から同町大字井関字八反田851番2地先まで	旧	6.80 } 11.80	584.57	
同上	新	8.30 } 19.00	584.57	

和歌山県告示第1076号

平成21年和歌山県告示第1075号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年9月15日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

監 査 公 表

和歌山県監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成21年7月28日及び同月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年9月15日

和歌山県監査委員 楠 本 隆  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 須 川 倍 行  
和歌山県監査委員 江 上 柳 助

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県消防学校	平成21年7月28日
和歌山県男女共生社会推進センター	"
和歌山県立和歌山産業技術専門学院	"
和歌山県立向陽高等学校・中学校	"
和歌山県立紀伊風土記の丘	"
和歌山県立自然博物館	"
和歌山県立紀北支援学校	"
和歌山県和歌山西警察署	"
和歌山県立文書館	"
和歌山県消費生活センター	"

和歌山県立和歌山北高等学校	"
和歌山県立和歌山高等学校	"
和歌山県立星林高等学校	"
和歌山県立和歌山商業高等学校	"
和歌山県立和歌山ろう学校	"
和歌山県立紀伊コスモス支援学校	"
和歌山県和歌山東警察署	"
和歌山県立近代美術館	"
和歌山県立博物館	"
和歌山県立和歌山西高等学校	"
和歌山県立桐蔭高等学校・中学校	"
和歌山県立東高等学校	"
和歌山県立和歌山工業高等学校	"
和歌山県立海南高等学校	"
和歌山県立大成高等学校	"
和歌山県立青陵高等学校	"
和歌山県立陵雲高等学校	"
和歌山県立和歌山盲学校	"
和歌山県和歌山北警察署	"
和歌山県海南警察署	"
財団法人和歌山県農業公社	"
海草振興局	平成21年7月29日
和歌山県動物愛護センター	"
和歌山県立図書館	"
和歌山県住宅供給公社	"

2 監査の結果

(1) 指摘事項

海草振興局建設部

不動産登記等業務委託契約に基づく調査・測量業務において、地域区分及び難易度による加減率が適正に適用されていない箇所が見受けられたので、今後履行確認の検査を徹底されたい。

(2) 注意事項

ア 和歌山県消防学校

(ア) 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当1件、3,954円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(イ) 民間事業者に調理施設を使用させているので、行政財産の使用許可等の適正な手続をとられたい。

イ 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

重要物品の中で現在使用されていないものがあったので、廃棄処分等の適切な措置を講じられたい。

ウ 和歌山県立向陽高等学校・中学校

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当2件、4,448円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

エ 和歌山県立紀北支援学校

備品台帳に登録されているコンピューター47台のうち、8台が使用されていない状態であり、使用不能なものについては、廃棄処分等の適切な措置を講じられたい。

オ 和歌山県和歌山西警察署

重要物品である水上バイクが良好な状態で保管されていないので、今後、適切な管理をされたい。

カ 和歌山県立和歌山北高等学校

備品台帳に登録されているパソコン43台のうち、5台が使用されていない状態であり、使用不能なものは廃棄処分等の適切な措置を講じられたい。

キ 和歌山県立星林高等学校

備品台帳に登録されているパソコン79台のうち4台、生物の顕微鏡90台のうち40台が使用されていない状態であり、使用不能なものについては廃棄処分等の適切な措置を講じられたい。

ク 和歌山県立和歌山ろう学校

納入期限内に納入されなかった物品について、納入期限内に納入されたように取り繕った事務処理が1件あったので、今後、このようなことのないよう適切な事務処理をされたい。

ケ 和歌山県立和歌山西高等学校

授業料の過年度未収金については、平成19年度末の未納者13名、未納額728,100円から、平成21年5月19日の調査時点で、未納者は9名(8名減、4名増)に減少し、未納額は654,900円(284,400円減、211,200円増)に減少している。

今後も、滞納者との交渉、滞納者の現況を把握するなど債権管理に努め、未納額の縮減に一層努力されたい。

コ 和歌山県立大成高等学校

領収証書帳の受払いの状況については、「和歌山県財務規則の運用について(依命通達)」の規定に基づき登記しなければならないが登記漏れがあるので、適切な事務処理をされたい。

サ 和歌山県立青陵高等学校

土・日曜日勤務について、代休措置をせず、超過勤務手当を支給していたので、今後は必ず週休日の振替をされたい。

シ 和歌山県立陵雲高等学校

土・日曜日勤務について、代休措置をせず、超過勤務手当を支給していたので、今後は必ず週休日の振替をされたい。

ス 和歌山県立和歌山盲学校

重要物品について、次の不適切な事例があったので、今後、物品管理を適切にされたい。

(ア) 廃棄の手続をせずに廃棄されていたもの(3件)

(イ) 使用不能なものや使用されていないもので廃棄等の手続をしていないもの(4件)

セ 和歌山県和歌山北警察署

行政財産である元孝子検問所敷地(和歌山市中宇和佐田453-1(89.25㎡)、検問所は昭和58年2月に廃止)

について、用途の変更、境界の確定を早期に講じるとともに、必要性等の検討を加えられたい。

ソ 海草振興局地域振興部

模擬銃が、社団法人和歌山県猟友会の事務所で保管されているので、地域振興部で保管するか、特別の理由があり同会事務所で保管する場合は、適正な事務処理をされたい。

タ 海草振興局健康福祉部

(ア) 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約688万円となっており、今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金についても、連帯借主や連帯保証人に対し、償還を求めるなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 領収証書を書き損じた場合には、「書損」の旨を記載し、領収証書から切り離すことなく、そのまま保存されたい。

チ 和歌山県動物愛護センター

施設清掃、動物管理及び植栽管理業務の委託については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づき、平成12年度から継続して、特定の者と随意契約しているが、業務内容から判断すると、随意契約は適切ではないので改められたい。

ツ 和歌山県立図書館

(ア) 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当3件、5,503円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(イ) 書籍(備品)の汚損・破損、所在不明等の理由で除籍が多いので、今後、適切に管理されたい。また、弁償の措置も引き続きとられたい。

テ 和歌山県住宅供給公社

(ア) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があるが、早期移管に向け引き続き努力されたい。

(イ) 平成20年度における宅地分譲等の販売実績は、岸宮サニータウン等の7区画の土地の販売をしているが、引き続き、残りの土地区画の販売に努められたい。

(ウ) 県営住宅使用料の平成20年末の収入未済額は、約1億4,080万円あり、前年度に比し約1,543万円減少しているが、県営住宅の管理受託者として、引き続き、県建築住宅課及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の減少に努力されたい。

(3) 検討事項

ア 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

建築工学科は定員20人に対し平成21年4月1日現在9人の在籍であり、今後の再編に向け検討されたい。

イ 和歌山県動物愛護センター

展示物保守点検管理業務の委託については、費用対効果の観点からその点検仕様書を見直しされたい。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定の者と随意契約しているが、点検内容から判断すると、他の契約も妥当と思われるので、検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。